

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 件名 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託
- (2) 仕様 別添「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年2月28日まで

2 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を1部提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格申請書（様式第1号。代表者印を押印すること。）
 - イ 事業所の所在地、電話番号、FAX番号、組織図を記載した書類（パンフレットでも可）。
- (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県復興防災部防災課 防災危機管理担当
 - イ 提出期限
令和5年6月9日（金）午後5時まで
- (3) 提出は持参に限るものとし、郵送等による提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類について、岩手県知事（以下「知事」という。）から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、審査結果は、令和5年6月16日（金）午後5時までにFAXにより通知する。

3 入札に参加できないと認められた者に対する説明

- (1) 2(5)の審査結果により、入札に参加できないと認められた者は、知事に対して、次によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出媒体 書面（様式は任意とする。）
 - イ 提出期限 令和5年6月20日（火）正午まで
 - ウ 提出場所 2(2)アに同じ
 - エ 提出手段 持参、郵送又はFAXのいずれかにより提出すること。ただし、一般的事項に関しては、随時、電話又は口頭により2(2)アの場所に照会して差し支えないこと。
- (2) 知事は、(1)の質問があったときは、令和5年6月23日（金）午後5時までに質問した者に対して、書面によりFAXにて回答する。

4 入札等に関する質問等

- (1) 入札等に関する質問がある場合は、知事に対して、次により照会することができる。
 - ア 提出媒体 書面（様式は任意とする。）
 - イ 提出期限 令和5年6月9日（金）午後5時まで
 - ウ 提出場所 2(2)アに同じ
 - エ 提出手段 持参、郵送又はFAXのいずれかにより提出すること。ただし、一般的事項に関しては、随時、電話又は口頭により2(2)アの場所に照会して差し支えないこと。
- (2) 知事は、(1)の質問があったときは、令和5年6月16日（金）午後5時までに質問した者に対して、書面によりFAXにて回答する。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年6月29日(木)10時
- (2) 場 所 岩手県庁4階 4-1 特別会議室

6 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書(様式第2号)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、5の日時及び場所に直接持参すること。郵便、電話、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書は封書に入れて、封皮に次の事項を記載すること。
 - ア 入札参加者の氏名(法人の場合は、商号又は名称)
 - イ 「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託の入札書在中」
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印しておかなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取り消しすることができない。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状(様式第3号)を提出しなければならない。なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任されている場合は、その委任状も提出すること。

7 入札保証金

入札公告に示すとおりとする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず(納付を免除されたものを除く。)、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印がない場合
- (4) 入札金額を訂正したときの訂正印がない場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

9 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) 入札金額
- (4) 委託業務名

10 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者

にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は入札を打ち切る。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用については、全て入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であっても、岩手県に対して、その補償を請求できないものとする。
- (2) 入札等に関する照会先
岩手県復興防災部防災課 防災危機管理担当
電話：019-629-5155 FAX：019-629-5174 E-mail：AJ0009@pref.iwate.jp